

特集

私的複製補償金制度を巡る世界の動向 ……2

～“International Survey on Private Copying-Law & Practice 2016”公表される～

情報通信審議会中間答申公表 ……4

777 ニュース

VOL. 86

OCT. 2017

CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

文化芸術振興と私的録音録画補償金制度

Ito Shintaro

文化芸術振興議員連盟 事務局長

伊藤信太郎

誰でも優れた音楽や映像を自宅やプライベートな空間で気軽に楽しみたいという気持ちをもっている。今日デジタル技術・通信技術の画期的発達と廉価なデバイスの普及によってその夢は簡単に達せられているように見える。デジタル技術によってオリジナルと音質の劣化のないコピーがいくつでも作れるようになった。街角で、家で、ヘッドホンやスピーカーで音楽を楽しんでいる人の姿をあちこちで見かける。一見ハッピーな21世紀のシーンである。

しかしよくよく考えてみると、このことが【優れた音楽や映像】を創ることを阻害している面がないだろうかという疑問に行き着く。食べ物や自動車を作ることには材料や労力や特許などの知的財産が係り、それがコストとして計算され販売価格に反映されている。しかし音楽等の著作物は一次使用のCDではある程度価格に反映されているものの、“タダ”でデジタルコピーされたものには全く反映されていない。いわば人が苦心惨憺して創ったものを制作者の承諾なく対価を払わず楽しむことができるわけである。芸術作品の制作は崇高な仕事であるが、芸術家が霞を食って生きているわけではない。また音楽や映画の製作には多くの人が係り大きなコストも投じられている。もし折角創っ

たCDが1枚しか売れず、それをもとに1億枚のコピーが作られ1億人がそれを聴いて楽しんだらどうなるであろう。多分そのアーティストもレコード製作者も2枚目のCDは創れなくなるであろう。ここを考えなくてはならない。ちゃんとした対価を払うということは文化芸術の振興にとって必要不可欠なことである。

ここに大きな課題がある。ちゃんとした対価とはどのように合理的にかつ実現可能な方法で徴収されそれぞれの権利者に配分されるのかという問題である。今日デバイスもDVDなどのメディアも廉価になり誰でもどこでも買うことができる。そしてそのデバイスやメディアは多目的に使われ、他者の著作物の複製や再生に使われるとは限らない。またどの著作物が何回コピーされ何回視聴されたかは必ずしも確認できない。

そこで、いろいろな議論を経て導入されたのが私的録音録画補償金制度である。これは家庭内での私的複製についてもデジタル方式で録音・録画する場合においては一定の割合で補償金を徴収し、著作権者への利益還元を図ろうとするものである。録音については1993年から、録画については1999年から実施された。対象となるのはDAT、デジタル・ビデオ・カセットレコー

ダー、ブルーレイ・ディスク・レコーダー等のデジタル録音・録画機器やCD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW等の記録媒体である。これらの機器・記録媒体を購入時に補償金が上乗せされ、それぞれ私的録音補償金管理協会、私的録画補償金管理協会に徴収され、録音についてはJASRACに36%、日本芸能実演家団体協議会に32%、日本レコード協会に32%の割合で分配された。私的録画補償金は、私的録画著作権者協議会に68%、日本芸能実演家団体協議会に29%、レコード協会に3%の割合で分配された。録画に関しては裁判の影響で事実上制度破綻に陥り、私的録画補償金管理協会は2015年解散した。

映画の父ともいわれるフランスのジュール・メリエスが亡くなって今年で79年になる。彼は自分の創った映画をプリントの長さで価格を決めて売り、買い手はいくつもの複製プリント＝コピーを作って大儲けをした。メリエスは晩年小さな玩具屋をやって一生を終える。ここから生まれたのがコピーライト＝著作権という概念である。現在は技術の発達や視聴スタイルの変化に制度や法律が追いついていないのが現状である。是非、創造的叡智を結晶させて皆が納得する新制度を創るべきだと考えている。

芸術を愛するすべての人のために！

私的複製補償金制度を巡る世界の動向 ～“International Survey on Private Copying- Law &Practice 2016”公表される～

このほど“International Survey on Private Copying-Law &Practice 2016”
(以下「International Survey」という)が公表された^{※1}。

オランダの私的複製補償金管理団体、Stichting de Thuiskopieが1991年に開始した
この調査は、今回で25回目となる(2012年版よりWIPOとの共同刊行)。今回は31か国
(うちEU(欧州連合)加盟国21か国)の私的複製補償金管理団体へのアンケート調査結果が
掲載されている^{※2}。本稿ではInternational Surveyをもとに日本と各国の私的複製補償
金徴収額の相違とその要因を明らかにするとともに、同制度を巡る各国の動向を紹介する。

企画部広報課
榎野睦子

各国における 私的複製補償金徴収額の違い

International Surveyでは各国国民一人
当たり徴収額を図1のとおり表してい
る。2015年はフランスが最も高く3.38ユー
ロ、続いて大分下がるものの、ハンガリー、
ベルギー、イタリア、フィンランドと続く。
2013年から3年間の平均徴収額を見る
と、フランス、ベルギー、ハンガリーが
トップ3となり、ドイツ、イタリア、フィ
ンランドの順位が大きく変動する。

2015年徴収額では、0.01ユーロに満た
ない米国、ウクライナ、エストニアに続
き、日本はギリシャと同じ0.01ユーロと
極めて低い金額となっている。
EU加盟国を中心に補償金額は定額で
定められているが、日本のように機器・記
録媒体の販売・輸入価格に一定の料率を
掛けた定率制の国や、その両方を組み合わ
せている国もある(表1)。日本をはじめ、定
率制の国は国民一人当たり徴収額が低い。
日本とEU加盟国との徴収額に大きな
差があるもう一つの理由として、補償金が

課金される機器・記録媒体の範囲が広い
ことが考えられる。EU加盟国において、タ
ブレット、スマートフォンなど多機能機
器への課金はますます増えている(表2)。

私的複製補償金制度を巡る EU加盟国の動向

EU加盟国ではキプロス、アイルランド、
ルクセンブルク、イギリス、マルタを除
く23か国が補償金制度を導入している。
ただし、ブルガリア及びスロベニアでは、
制度が機能しておらず、まったく補償金
が徴収されていない。

補償金制度について条約上特段の規定
はないが、EU加盟国が履行義務を負う「情
報社会における著作権及び関連権の一定
の側面のハーモナイゼーションに関する
欧州議会及びEU理事会の指令2001/29/
EC」(2001年発効。以下「情報社会指令」
という)には規定がある。

国家予算からの補償を行う国

スペインでは、2011年、財政支出削減
の一環として、補償金制度を廃止し、一
般会計からの基金を用いて私的複製に係
る報酬が支払われることが告知された。
2012年から2015年の間、国家予算から支
払われる補償金総額は省令により年ごと
に定められた。2012年の補償金額は500
万ユーロと、前年度の1億1500万ユーロ
を大きく下回った。

2013年、複数の集中管理団体が、国家
予算から補償金を支払うことを定めた国
王令の無効を求めて訴訟を提起した。ス

図1 各国における私的複製補償金国民一人当たり徴収額

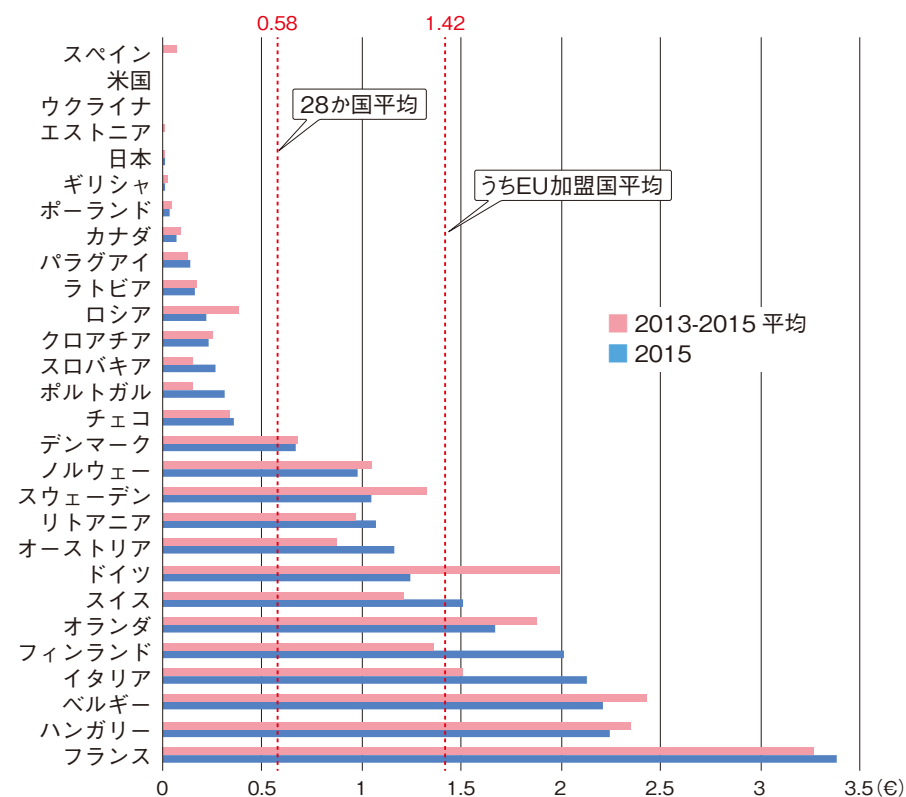


表1 私的複製補償金の設定方式

形態	国
定額制	オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、スイス
定率制	ブルガリア、ブルキナファソ、エストニア、ギリシャ、日本、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、ウクライナ、米国
両方	チェコ、リトアニア、ラトビア

ペイン最高裁判所は、EU司法裁判所の
判断を踏まえ、国王令は情報社会指令第
5条(2)(b)に違反するため無効であると
判示した。

2017年7月、補償金制度を再導入する
王令が制定された。8月1日の施行後1年
以内に新料率が省令で定められることにな
っている。

一方、フィンランドでは、1984年に補
償金制度が導入されたが、権利者への分
配の遅延、分配額の少なさ、課金対象製
品と実際私的複製に使われる製品とのか
い離等の不満が関係者から多く聞かれる
ようになった。そのため、2014年著作権
法を改正し、国家予算から権利者に補償
をすることとし、2015年、2016年の補償
金額は1100万ユーロと定められた。2014
年徴収額が500万ユーロ以下だったこと
を考えると、権利者にとってもメリット
があったと思われる。改正法では、補償
金額を適切なものとするため、私的複製
に係る調査を行う規定が定められており、
2017年の金額はこの調査に基づき決定す
ることとしている。

その他進展が見られたEU加盟国

イギリス

イギリスでは、2014年、著作権法改正
法案が国会で承認された。この改正法で
は新たに私的複製に係る権利制限規定を
導入し、フォーマット・シフティングな
ど合法的に所有しているコンテンツを自
らの使用だけを目的として複製すること
を認めた。

他人から有償又は無償で貸与された著
作物の私的複製は認めず、また、私的複
製をした上で、当該個人が所有するもと

表2 多機能機器への課金状況

PC	オーストリア、クロアチア、チェコ、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、オランダ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スウェーデン、ウクライナ(CD/DVD-RWドライブ付)
タブレット	オーストリア、ベルギー、クロアチア、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スウェーデン、スイス、ウクライナ
携帯電話 スマートフォン ^{※3}	オーストリア、ベルギー、クロアチア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、リトアニア、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、スロバキア、スウェーデン、スイス、ウクライナ
スマートウォッチ	オーストリア

の著作物の複製物を他人に譲渡した場合
には、その私的複製物も破棄しなければ
ならないなどの条件を課すことで、権利
者が受ける害は最小限又はゼロとなるた
め、情報社会指令前文(35)により補償
制度の導入は必要ないとの立場を採って
いた。

同年11月、この規定の導入に関し、複
数の権利者団体が著作権法の所管官庁大
臣を相手取り、司法審査請求を行った。
司法審査とは行政訴訟の一類型で、法令
や行政機関の決定、作為、不作為の違法
性について争うことができるというもの
である。

本司法審査では、いくつかの争点があっ
たが、審理の結果、証拠が適切でないた
めに大臣の決定に欠陥があったという原
告の主張が認められ、2015年6月、政府の
決定は違法であるとする判決が出された。
そして同年7月、両当事者の意見を聴取
した後、追加的な判決が出され、同改正
法の廃棄命令が出され、同年12月、同法
は廃棄された。

オーストリア

2015年10月1日、改正著作権法が施行
された。旧法では空のテープ、CD、DVD
のみが課金対象となっていたが、USBフ
ラッシュメモリ、コンピュータのハードド
ライブ、スマートフォンのメモリなどあら
ゆるストレージ・メディアが対象であると
明記された。同年11月、集中管理団体と
産業側との交渉の結果、コンピュータ内
蔵メモリ、外付けハードディスク、タブ
レット、MP3やMP4ファイルが蓄積でき
る携帯電話等の料率が決定した。

リトアニア及びスロバキア

リトアニアでは2016年1月より新しい

料率が適用され、ゲーム機やタブレット、
スマートフォンも補償金の対象となった。

スロバキアでは2016年1月改正著作権
法が施行され、USBメモリや携帯電話、
タブレット、コンピュータ・ハードディ
スクだけでなく、スマートTVまで補償金
の対象が幅広く広がった。International
Surveyは、この二か国はヨーロッパで最
も進んだ補償金制度の国となった、と評
価している。

フランス

2016年7月、改正著作権法が施行され
た。輸出及び業務上での利用に関して、
補償金の返還が直接行われることとなり、
またCopie Franceがその輸出状況を監視
しうる範囲において事前免除されること
となった。また、クラウドへの蓄積を行う
Network Private Video Recordingが課
金対象となった。

ドイツ

デジタル業界団体、BITKOMとの協議
がまとまり、スマートフォン、タブレットの
料率が決定した。この合意は週及される。

※1: WIPOウェブサイトより入手可能(http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_1037_2017.pdf)。 ※2: 掲載国は次のとおり。ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、ギリシャ、フランス、クロアチア、イタリア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ロシア、スイス、トルコ、ウクライナ、アメリカ、カナダ、パラグアイ、ブルキナファソ、日本。ただし、ブルキナファソについては新たな情報が得られなかったため、前回調査を再掲している。また、前回調査まで回答していたスペイン及びルーマニアの情報も一部再掲されている。 ※3: このうち、スマートフォンとは明記されていないが、携帯電話を課金対象としている国は、ギリシャ、リトアニア、スロバキア、ウクライナ。また、スウェーデンでは、訴訟のため徴収ができていないとのこと。

情報通信審議会中間答申公表

7月20日、情報通信審議会は「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について、総務省に中間答申を行った。

ブロードバンドを活用した放送サービスの高度化の方向性、放送コンテンツの流通を支え

る配信基盤及びネットワークの在り方並びに放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保方策について、中間的にとりまとめられている。

本稿では、中間答申の内容に沿って、検討委員会の議論を紹介する。

企画部広報課
小泉美樹

検討の経緯

本件については、2016年10月に総務省が情報通信審議会に諮問し、これを受けて同審議会の情報通信政策部に設置された「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会（以下、検討委員会）」及び「放送コンテンツの製作・流通の促進検討ワーキンググループ（以下、WG）」(第2回～第7回まで検討委員会と同時開催)において検討が行われてきた。

今回の中間答申は、検討委員会において、意見募集を経てまとめられた。放送コンテンツの視聴環境やネット配信に係る国内外の取組を整理した上で、特に取組が始まったばかりである同時配信の実施に関して、具体的な課題を整理するとともに、今後取り組むべき事項を示している。

現状の整理

1. 放送コンテンツの視聴環境の変化と放送事業者の取組

中間答申の第1章では、放送コンテンツの視聴環境の変化について、視聴デバイスの変容、テレビ視聴動向の変化、動画配信サービスの拡大・多様化という3つの観点から整理している。

無線ネットワークのブロードバンド化の急速な進展、スマートフォンやタブレット等の普及により、多くの人が、テレビ放送番組を含めた動画コンテンツを、テレビ受像機だけでなく、モバイル端末で視聴することが可能になっている。

また、テレビのネット接続率は2015年時点で27.7%に達している。4Kやハイブ

リッドキャスト対応テレビの出荷台数も増加しており、インターネットに接続する4Kテレビを通じてコンテンツを視聴する機会の普及・拡大が示唆される。

4Kについては、既に2015年より実用放送が開始されているが、8Kについても、2016年から試験放送が、2018年には実用放送が順次開始される予定となっている。

しかし、技術の進展の一方で、10代、20代を中心に行為者率(1日15分以上テレビを見る人の割合)や視聴時間が減少傾向にあり^{*1}、テレビ保有率も減少している^{*2}。2014年には、行為者率、利用時間ともにネット利用がテレビのリアルタイム視聴を上回った。

若年層のテレビ離れが徐々に進む中、視聴時間の拡大をもたらすものとして期待されているのがネット配信だ。日本の有料動画配信市場は、2011年から2015年の5年間で、2倍以上の伸びを示している。電通総研の試算では、同時配信や広告付き見逃し配信を実施した場合、視聴時間が拡大するとの結果が示されている^{*3}。

放送事業者各社が見逃し配信を行っているほか、2015年に在京民放キー局5社が共同で「TVer」をスタート。今年5月1日時点でダウンロード数は700万を超える。大阪の毎日放送、朝日放送、読売テレビも加わり、今年9月時点での参加社は8社となっている。

4K等の超高精細なコンテンツの配信も拡大し始めており、インターネットに接続している4Kテレビ向けのサービスも今後増えていくことが想定されるとしている。

2. 国内外における同時配信の状況

同時配信についても、限定的ではあるが、取組が始まっている。NHKが2015年及び2016年に、スポーツイベントやNHK

総合・教育チャンネルの番組を試験的に配信したほか、地上波放送ではテレビ東京、東京メトロポリタンテレビジョン、日本テレビが、その他スカパーJSAT(衛星放送)やNTTぶらら(IPTV)、ジュピターテレコム(ケーブルテレビ)も、報道番組等一部の番組を同時配信している。

検討委員会においては、三菱総合研究所より、同時配信サービスが多くの放送事業者等によって提供されている米国、英国、ドイツ、フランスの事例が紹介された。

欧米では、複数のチャンネルの同時配信サービスを無料で視聴できるアプリケーションが提供され、多くの人に利用されている。また、三菱総合研究所によれば、米国のサービスの多くは商業放送によって顧客の囲い込みや契約の維持のために、2、3年前から提供が始まったもので、試行錯誤している段階と見られるという。一方、10年前からBBCが同時配信を提供している英国をはじめ、ヨーロッパでは、公共放送が先行している^{*4}。

なお、同時配信については、2015年11月から「放送を巡る諸問題に関する検討会」において検討が行われており、中間答申においてもその議論の概要が紹介されている。インターネット経由での同時配信について、民間放送事業者は特段の規制を課されていないが、NHKは、放送法上、国内テレビジョン放送の常時の同時配信を認められていない。NHKが2019年に24時間の常時同時配信を本格的に開始することを目指し、制度整備についての検討を求める一方、民間放送連盟や新聞協会からは、慎重な検討を求める意見が上がっており、今後も引き続き、公共放送の在り方に係る議論を進めていくこととなっている。

放送サービスの高度化の方向性と課題

以上のような現状の整理を踏まえ、検討委員会の下に置かれた「スマートテレビ等を活用した4K配信技術タスクフォース」、「モバイル同時配信技術タスクフォース」、「放送コンテンツ製作取引タスクフォース」の三つのタスクフォースにおいて、各課題についての検討が行われた。

中間答申では、特に取組が始まったばかりである同時配信の実施に関して、地方の放送事業者を含めた多くの放送事業者が参画可能な環境整備、大容量のトラフィックが発生した場合の通信ネットワークに対する負荷への対応、放送コンテンツの二次利用の進展に対応した製作・流通の確保の三つを検討すべき課題ととらえ、

- (1) 放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方
- (2) 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保

について、モバイル端末・PC向け及びテレビ向けの両方のサービスを念頭に置いて、具体的な課題を整理するとともに、今後取り組むべき事項を示している。

(1) 放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方

中間答申の第2章では、モバイル・PC向け同時配信及びテレビ向け4Kコンテンツ同時配信について、サービス内容に応

じて必要となる機能、システム構成のバターンを整理し、配信に係るシステムのコストの試算及びそれを踏まえた課題がまとめられている。

今回のコスト試算では、配信システム等を複数放送事業者が共同利用することによって一定のコスト低減効果が認められたものの、現在提供されている動画配信サービスでは一般に提供されていない、あるいは複数の放送事業者が同時配信を行った場合のデータがない等の理由により、一定の仮定に留まっている項目も見受けられる。

そのため、今後は複数の放送事業者が連携した実証事業を行い、検討を進めていくことが必要であるとした。

(2) 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保

第3章では、放送コンテンツの適正な製作取引の推進、迅速かつ円滑な権利処理の確保について、それぞれ現状を整理した上で今後取り組むべき事項が挙げられている。

①製作取引

放送コンテンツ分野における適正取引の推進にあたっては、総務省において「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が平成21年2月に策定されているが、その浸透・定着は未だ十分ではなく、総務省による平成28年度フォローアップ調査では、下請法において義務とされる「発注書の書面交付」をはじめ、「著

作権の帰属」や「取引価格の決定」に関する事前協議の有無といった事項について、放送事業者と番組製作会社の間で大きな認識の相違があるという結果が見られた。

議論の結果、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の設置が決定され、今年6月に設立された。学識経験者、事務局を務める日本民間放送連盟及び全日本テレビ番組製作者連盟のほか、放送事業者及び番組製作会社双方の主要団体が参加している。

②権利処理

中間答申では、放送コンテンツの同時配信にあたって処理すべき様々な権利のうち、著作権法上の著作権及び著作隣接権に関して、審議における主な意見及び今後取り組むべき事項について述べられている。

放送における著作権等の権利処理については、放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約や窓口の一元化等、実務上の運用手続が構築されている。放送コンテンツをネット配信する場合は、放送後か同時かに関わらず、放送時とは別に権利処理が必要になるが、放送後の配信については、放送同様、一定の実務上の運用手続が構築されている。

これまでの審議では、既に同時配信を試験的に実施している放送事業者にヒアリングが行われ、意見交換が行われてきたが、中間答申では、具体的にどのような課題があるのかについて十分に明らかになっていないとしており、今後は、これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要であるとし、特に著作権法上の権利については、権利の種別ごとに具体的な課題を抽出し、それに基づいた検討が必要であるとしている。最終答申の期限となっている2018年6月に向け、具体的な議論が行われていく見込みである。

※1：NHK 文化研究所「国民生活時間調査2015」
※2：内閣府「消費動向調査」 ※3：電通総研「生活者の動画視聴をめぐる論点」(第三回会合資料)
※4：情報通信審議会情報通信政策部会放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第3回)ワーキンググループ合同議事概要

中間答申を参考に作成

リンクをめぐるEU司法裁判所の動向について

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では、リーチサイトへの対応について検討が進められている。一方、EUでは、リンクをめぐる、いくつかのEU司法裁判所の判断が示されている。

はじめに

EUは、WIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約に加盟し、情報社会における著作権を調和させるため、2001年に情報社会指令を採択した。EU加盟国は、この指令に沿うように国内法改正などの措置を講じなければならない。

情報社会指令3条1項では、著作者に対して「有線又は無線の方法による公衆への伝達（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に著作物を置くことを含む。）を許諾し、又は禁止する排他的権利を与える」としている。インターネットにおけるリンクが、こうした情報社会指令の「公衆への伝達」にあたり、著作権侵害となり得るかにについて、EU司法裁判所が判断したのだ。

EU司法裁判所の判断

ウェブサイトに掲載された著作物に直接リンクするハイパーリンクに関するSvensson事件や^{*1}、自己のサイトの一部のように表示するフレームリンクに関するBestWater事件では^{*2}、リンクは「公衆への伝達」にあたらないと判断した。しかしながら、これらは権利者の許諾を得てウェブサイトに掲載された著作物へのリンクに関する事案だった。

そのような中、GS Media事件は^{*3}、権利者の許諾なく掲載された著作物へのリンクが情報社会指令の「公衆への伝達」にあたると判断した。また、Filmspeler事件では^{*4}、テレビ画面につないで、許諾なくウェブサイトに掲載された著作物を視聴できるソフトウェアを内蔵したマルチメディア・プレイヤーの販売が「公衆への伝達」にあたると判断した。

更に、Pirate Bay事件では^{*5}、権利者の許諾なく、ファイル共有ソフトのユーザーにより共有されているファイルをインデックス化して検索エンジンを備えるプラットフォームの管理提供も「公衆への伝達」にあたると判断したのだ。

EU司法裁判所は、これらの事件において、「公衆への伝達」は情報社会指令の目的や前後の文脈から解釈しなければならないとする。そして、情報社会指令は高い水準により著作者を保護し、著作物の利用から適切な対価を得ることを可能にすることを目的としており、「公衆への伝達」は広く解釈されなければならないとする。そのうえで「公衆への伝達」には、「伝達行為」と「公衆」という重畳的な要件が含まれ、いくつかの補完的な要素も加味して判断すべきであるとしている。

まず、利用者が問題となる行為に対して必要不可欠な役割を果たし、その行為の結果について十分な認識を有しており、その行為がなければ、他の者が著作物にアクセスできないような場合には「伝達行為」があるとする。そして、「公衆」とは、不特定数の潜在的視聴者をいい、相当多数の者を意味するという。また、「公衆への伝達」にあたるためには、最初の伝達とは異なる特定の技術的方法を用いて伝達するか、そうでなければ、権利者が最初の伝達において考慮していなかった公衆、つまり「新たな公衆（new public）」に伝達されなければならないとする。例えば、ウェブサイトが閲覧制限されているにもかかわらず、閲覧制限を回避するようなリンクが設定されている場合には、権利者が考慮していなかった公衆、つまり新たな公衆に対して伝達されることになる。しかも、営利目的であるか否かも、考慮要素になるとしている。

GS Media事件では、権利者からリンクを削除するように求められ、その行為の結果について十分な認識がある

こと、営利目的でリンクを設定していたことなどから、また、Filmspeler事件では、権利者の許諾なくインターネットに公開された著作物も無料で視聴できることを宣伝していたこと、問題となったマルチメディア・プレイヤーが多数購入されていたことなどから、更に、Pirate Bay事件では、ファイル共有のためのプラットフォームを管理提供し、その行為の結果について十分な認識があり、プラットフォームを相当多数の者が使用して、広告収入を上げていたことなどから、それぞれの事件において「公衆への伝達」にあたると判断したのだ。

結びに代えて

著作権分科会法制・基本問題小委員会では、差止請求権や刑事罰の対象として、特に対応する必要がある行為類型の範囲について、憲法上の表現の自由との関係にも留意しつつ、法制面での対応の検討が進められている。

EU司法裁判所は、必要不可欠な役割、行為の結果に対する十分な認識、営利目的などを検討し、権利者の許諾なくウェブサイトに掲載された著作物へのリンクのみならず、許諾なく掲載された著作物が視聴可能になる機器の販売やファイル共有のためのプラットフォームの管理提供も、情報社会指令の「公衆への伝達」にあたり、著作権侵害となり得ると判断している。このような判断は、今後、わが国における検討に対して何らかの示唆を与えるのではないだろうか。

（著作権隣接権総合研究所 君塚陽介）

※1: Nils Svensson and others v. Retriever Sverige AB (C-466/12) 2014.2.13 ※2: BestWater International GmbH v. Michael Mebes and Stefan Potsch (C-348/13) 2014.10.21 ※3: GS Media BV v. Sanoma Media Netherlands BV and others (C-160/15) 2016.9.8 ※4: Stichting Brein v. Jack Frederik Willems (C-527/15) 2017.4.26 ※5: Stichting Brein v. Ziggo BV and XS4ALL Internet BV (C-610/15) 2017.6.14

ALAI研究大会がコペンハーゲンで開催

2017年のALAI（国際著作権法学会）研究大会が、5月18日から19日にかけて、デンマークのコペンハーゲンで開催された。大会のテーマは、デンマークが舞台のシェークスピア「ハムレット」に因み、“Copyright - to be or not to be”とされ、大会初日は世界各国における著作権及び著作隣接権を正当化する根拠について紹介されたほか、経済的観点から見たあるべき著作権制度につい

て議論された。

大会二日目には、集中管理団体が今後果たすべき役割について議論されたほか、昨今、著作物の円滑な利用を促進する手段として我が国だけでなく国際的にも注目を集めている「拡大集中許諾制度」について、1960年代より同制度を導入している開催地デンマークの事例を交え報告があった。

また、インターネットを通じて消費

者が音楽を享受する総量と比べて、音楽業界が正当な報酬を得られていない「バリュー・ギャップ（value gap）」問題が取り上げられたほか、現在、世界のレコード産業の成長を牽引する要因として、デジタル音楽配信収入の増加と並び、演奏権収入の増加が指摘された（我が国では実演家やレコード製作者の「レコード演奏権」は未導入）。

SCAPR事務局長ほか来訪

8月17日及び18日、SCAPR（実演家権利管理団体協議会）事務局長のRémy Desrosiers氏とITコーディネーターのJulio César Alvarez氏が芸団協CPRA事務局を来訪した。

SCAPRでは実演家情報データベース（IPD）の運用及び作品情報データベース（VRDB）の開発・運用を進めており、全会員団体の参加が義務付けられてい

る。今回の来訪は、芸団協CPRAがすでに参加しているIPDについて、運用上の問題や疑問等がないか確認するとともに、VRDBへの参加にあたって芸団協CPRAの準備状況を把握した上で、今後のスケジュールを相談することを目的としたものだった。

期間中は、精力的に芸団協CPRA事



務局と打合せを行うとともに、芸能花伝舎を訪れ、尺八の演奏を体験するなど、実り多い滞在となった。

JICA研修生を受け入れ

8月31日、独立行政法人国際協力機構（JICA）課題別研修「直接投資を促すための知財制度整備に向けて」に協力し、コロンビア、イラン、ラオス、ミャンマー、ネパール、フィリピン、チュニジア、ウクライナ、エジプト、コンゴ民主共和国の10カ国から、国家著作権局

等の政府機関の知的財産権の担当者等12名を受け入れた。

本研修は、参加諸国の知的財産制度の整備を促し、各国への直接投資と技術移転を促進することで、各国における健全なビジネス環境の育成に資することを目的としている。研修期間は8



月16日から9月16日の約1か月であり、研修内容は著作権に限らず、特許や商標等、知的財産制度全般にわたる。

研修では増山事務局長より、芸団協CPRAの業務、実演家の権利保護の歴史、実演家の権利概要等について説明があった。意見交換の機会も設けられ、各国においてどのように権利が保護されているか等について、研修生から活発に意見が出された。

説明後の質疑応答の内容は、権利者への分配方法、海外業務の内容、日本の集中管理団体について等、多岐にわたり、実演家の権利保護への高い関心がうかがえた。最後に研修生から「大変有意義な研修だった。今回の研修内容を、自国において役立てたいと思う。」との謝辞が述べられた。

文化庁・著作権分科会の動向 〔法制・基本問題小委員会〕

6月30日開催の第2回では、今期の検討課題を①法の適切な運用環境の整備、②教育の情報化の推進等、③障害者の情報アクセス機会の充実、④権利者不明著作物等の利用円滑化、⑤リーチサイトへの対応、⑥新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備（未検討のニーズ）とすることで了承されました。

7月28日開催の第3回では、このうちリーチサイトへの対応について、主な論点と検討の進め方が議論され、①対応すべき悪質な行為の範囲、②現行法における対応の可能性、③具体的な対応策、の順に検討することとなりました。

〔著作物の適切な保護と利用・流通に関する小委員会〕

6月30日に第1回、7月28日に第2回、9月15日に第3回が開催され、椎名和夫常務理事が委員として出席しました。第1回では、事務局より、年内取りまとめを目標に、私的複製に関する最新実態を把握するためWEB調査を実施する旨の報告がありました。また、対価還元的手段として、補償金制度、契約と技術による対価還元、クリエイター育成基金の3つの選択肢について検討を深めることとなり、第2回、第3回ではそれぞれの選択肢について議論が行われました。土肥主査からは、今年度中に一定の方向性を見出したいとの見解が示されており、年度内に更なる議論の進展が見込まれます。

プライバシーポリシーを改訂

5月30日に改正個人情報保護法が施行されたことに伴い、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を改訂しました。主な変更点は、芸団協CPRAに権利の管理を委任する団体（権利委任団体）との個人情報の共同利用に関する規定を追加したところと、同方針は、ウェブサイトに掲載しております。

『芸団協 2016年度 年次報告』を発行

芸団協は2016年度年次報告を発行しました。年次報告および収支決算書は、芸団協ウェブサイト(<http://www.geidankyo.or.jp/>)の「情報公開」からご覧いただけます。



運営委員の変更

10月より、芸団協CPRA運営委員が以下の通り変更となりました。
（一社）映像実演権利者合同機構
（旧）木谷真規 → （新）才丸芳隆
（一社）日本音楽事業者協会
（旧）千頭啓紀 → （新）相澤正久



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

安倍 昭彦

一般社団法人日本音楽事業者協会事務局長

昨日（9月13日）タレントの松村邦洋さんが8ヶ月で30キロの減量に成功したとのニュースが写真付きでネットに出た。「8ヶ月で30キロ」と、あまりのスピードでしかも大幅な減量、痩せた彼の写真を見てただただ驚くばかり。さすがライザップ、威力は抜群である。

かくいう私も現在減量中で、彼にはかなわないが7ヶ月で約10キロ落とすことができた。私の場合は簡単に言うただひたすら歩くという方法である。いままで何度かダイエットに挑戦しそのたびに失敗に終わっていたため、とにかく毎日無理なく続けられるものと考えた結果、朝夕の通勤時に電車に乗らないでウォーキングをする時間を設けた。

最初は平日の朝30分、夕方1時間歩くことを続けてみたところ、最初の一ヶ月で3〜4キロほど体重が落ちたのである。これに気をよくした私は、一日の歩く時間をさらに1時間増やし、土日でもできるだけウォーキングを実行するようにした。その後はだんだんと落ち幅が少なくなってきたものの、8月の始めにようやく当面の目標である10キロ減を達成することができた。同時期に実施した健康診断では、肥満度、体脂肪他さまざまな項目で良好な数値となり、メタボ判定から外れることができた。

健康診断書から「肥満」の字が消えたことは大変喜ばしいことである。ただ「歩く」というシンプルなことを毎日続けるだけで結果が出たことは、やはり「継続は力」なのだと思ふ次第である。

いつだったか外国のニュースで体重が増えすぎて2階の部屋から出られなくなり、重機で窓をこわして救出したというのがあった。まあこれは極端な例ではあるが、近い将来太ったまま老人となつてまわりに迷惑を掛けぬよう、せめてあと10キロは減らしたいものである。

CPRA NEWS VOL.86 通巻86号 2017年10月1日発行
発行 / 実演家著作隣接権センター 編集 / 芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン / 株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<http://www.cpra.jp>

